

京都市教育委員会教育長告示第10号

京都市図書館利用規程の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「及び飲食」を「，食事及び喫煙」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 飲料を摂取しないこと。ただし、ペットボトルその他密閉することができる容器に入れられた飲料を所定の場所で摂取する場合はこの限りでない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局生涯学習部)